

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	仮精算金支払地の使用収益の停止		
根拠法令・条項	土地改良法第 9 6 条の 4（法第 5 3 条の 6 第 1 項準用）		
所 管 課	農 政 部 農 業 土 木 課		
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 換地計画実施要領 （S. 4 9. 7. 1 2 4 9 構改 B 第 1 2 3 2 号構造改善局長通達） 第 2 の 8 （3）使用及び収益の停止の基準 法第 5 3 条の 6 第 1 項の規定による使用及び収益の停止は、 法第 5 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定により従前の土地の所有者の 申出又は同意のあるものにつき、第 2 項の規定による使用及び収益の 停止は、前記の申出又は同意のほか法第 5 3 条の 2 の 3 第 3 項の 規定により仮精算金が支払われたものにつき行うものとする。		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第 1 3 条第 2 項第 号に規定する 「 するとき」に 該当するため、手続を省略する。	
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項		